

相談センターニュース



イメージキャラクター
たけのこ君

夏本番を迎え、連日、暑い日が続いていますが、皆様、いかがおすごでしょうか？ 今年も残暑も厳しいとのことですから、しばらくの間はうまく暑さをしのいで、何とか涼しい秋を迎えたいものですね。
さて、それでは今月のニュースに移りましょう。

1 相談の現場から ～ 知っておきたい あんなこと こんなこと

Q 叔母は、夫に先立たれ、子どもはなく一人で暮らしています。叔母は足が不自由なので、私が月に2回、買い物に付き添っています。

叔母は、今は元気ですが、将来、自分で財産を管理するのが難しくなったことを考え、私に預金の管理を任せたいと言っています。でも、私は、「お金目的では？」などと、他の親族からあらぬ疑いを持たれたいのではありません。できれば、責任を持って財産を管理してくれる人に依頼したいのですが。

A 任意後見契約の利用を検討してはいかがでしょうか？

<解説>

任意後見契約とは、本人が元気なうちに、将来判断能力が低下して自身での財産管理が難しくなった場合に備えて、あらかじめ、任意後見人という第三者に財産の管理等を任せる契約です。この契約においては、本人が、自らの意思で、誰を任意後見人とするのか、どのような事務を任せるのかを決めておくことができます。例えば、財産管理については専門家を、生活・療養看護については親族をそれぞれ任意後見人とすることができますし、また、事務の内容として、預金口座の管理、施設入所契約の締結、入院の手続といったことだけでなく、所有している賃貸アパートの管理等、本人の希望に沿う形で色々な事務を任せることができます。

任意後見契約は、公正証書によって締結し、任意後見監督人を選任したときから効力が発生します。任意後見監督人は、申立てに基づいて家庭裁判所が選任する者であり、任意後見人が契約どおりの仕事をしているかをチェックする役割を担っています。

ご質問の場合、任意後見契約を締結した上で、本人の物忘れ等が頻繁になって財産の管理に不安を覚えるようになったときに任意後見監督人の選任を申し立てることで、おおむね、相談者の希望に沿うことができると考えられます。

一度、司法書士に、相談してはいかがでしょうか？

相談センターニュース、そのころころは？

- 今、どのような相談が寄せられているか
- 司法書士がどのような対応をしているか
- 読者の皆様の日頃の悩みを解消するヒントに

それらを分かりやすくお伝えする、それが相談センターニュースのところです。

お知らせ

 静岡県司法書士会公式 facebook ページを開設いたしました。

アドレスはこちら
↓



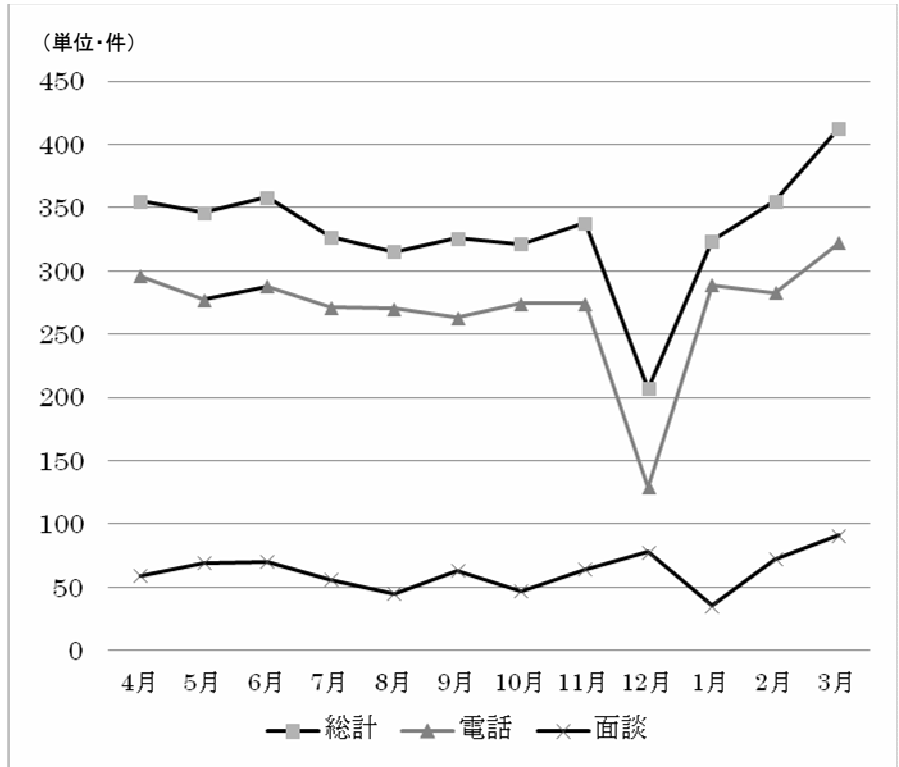
司法書士総合相談センターしずおかにおける相談の 月次動向（平成27年度）

司法書士総合相談センターしずおかにおける平成27年度（平成27年4月1日～同28年3月31日）の相談状況が判明しました。今回は、相談件数の月次推移をみたいと思います。

昨年度中、相談件数が最も多かったのは3月であり、最も少なかったのは12月でした。

12月は、年末で多忙な上に冬休みが重なり、なかなか電話相談をする時間的余裕がないことが理由と考えられます。もっとも、面談相談については3月に次いで2番目に多く、年を越さないうちに、本腰を据えて事件を解決したいという市民の姿が浮かび上がってきます。

なお、8月は、電話相談や面談相談が比較的少ない時期です。じっくり専門家に相談に乗ってもらうのは、今が一番なのかもしれませんね。



司法書士総合相談センターしずおか 常設相談のご案内

【電話相談】

月曜日～金曜日 14時～17時

☎ 054-289-3704

※ 毎週火曜日は成年後見制度に関する専門の相談員が担当しておりますので、ご活用ください！

☺ ご相談は無料です！

【面談相談】

〈静岡会場〉静岡県司法書士会館 月曜日～金曜日 14時～17時

〈浜松会場〉浜松市福祉交流センター 毎週木曜日 14時～17時

〈三島会場〉三島商工会議所 毎週火曜日 14時～17時

〈下田会場〉下田商工会議所 毎月第3金曜日 13時～16時

〈細江会場〉浜松市北区役所 毎月第1水曜日 13時～16時

〈天竜会場〉浜松市天竜区役所 毎月第1水曜日 13時～16時

※ 各会場とも予約制となっております。

お問合せ・ご予約はこちらへ ☎ 054-289-3700



相続登記 / 遺産分割調停の申立て / 遺言の作成 / 不動産の名義変更 / 会社の登記手続や株式の管理 / 成年後見制度の利用 / 金銭トラブル / 賃貸住宅をめぐるトラブル / 損害賠償請求 / 多重債務相談 …

法律問題でお困りの方、ご活用ください！！